



看 第 26 号
平成 11 年 6 月 16 日

各都道府県
看護主管部長 殿

厚生省健康政策局
看護課 長

看護婦等養成所運営費補助金の算定方法について

標記補助金については、看護職員確保対策の一環として、看護教育の向上を図るために、看護婦等養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の一部を予算の範囲内で補助しているところである。

その取扱いについては、「医療関係者養成確保対策費等及び医療関係者研修費等の国庫補助について」（平成10年10月5日厚生省発健政第194号厚生事務次官通知）の別紙「医療関係者養成確保対策費等補助金及び医療関係者研修費等補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行われているところであり、その養成所ごとの算定方法は、以下のとおりとなっている。

- 1 交付要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

この度、会計検査院から「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等について、その計上すべき範囲の明記など取扱方法を示し、補助事業者である都道府県に対する周知徹底等について指摘があり、今般、別紙のとおり「看護婦等養成所運営費補助金に係る「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等の取扱いについて」を定め、平成12年度国庫補助申請から適用することとしたので通知する。

この通知に関連して、交付要綱の一部を改正する予定であるので、ご承知おき願いたい。

なお、本通知に基づいた改善措置等については、貴職の平成11年度からの取り組みを妨げるものではない。

貴職におかれでは、別紙を参考として、管内の国庫補助対象となり得る看護婦等養成所の設置者に周知を図るとともに、事業実績報告書等の審査・確認に当たっては、歳入歳出決算書等の提出と併せて総事業費及び寄付金その他の収入額に計上した科目及び金額を整理した算出内訳等の徴求や現地確認を実施するなど、国庫補助金に係る事務の適正化に努められたい。

別紙

看護婦等養成所運営費補助金に係る「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等の取扱いについて

- 「総事業費」
養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の総支出額であること。
従って、施設費（工事費、大規模各所修繕費、減価償却費、引当金、設計事務費等）及び土地取得に係る経費（引当金を含む。）は除外する。
また、他の国庫補助事業（受託事業等を含む。）に要する事業費は別途経理すること。
- 「寄付金その他の収入額」
 - 1 寄付金
間接補助事業者が営利を目的としない法人である特殊性を考慮し、法令に別段の定めがない限りこれら法人に対する寄付金は、間接補助事業に指定するものであってもここにいう寄付金とみなさないものであること。
 - 2 その他の収入
施設整備に伴う収入（工事費補助金、施設処分収入等）以外の養成所の経常的な運営に関連する一切の収入が該当するものであること。従って学生の納付する入学金、授業料及び他団体（病院等）からの養成委託費等は、控除すべき他の収入として計上する。
ただし、他の国庫補助事業に係る補助金収入は、別途経理すること。
 - 3 市町村等の地方単独事業による補助金収入
市町村等の地方単独事業による補助金収入については計上しない。
- 看護婦等養成所の設置主体については、学校法人、医療法人、財団法人等多岐に及んでおり各々会計規程が定められていると認識している。
本通知によって、設置主体が現在活用している会計規程を変更するというものではない。
- 別添「看護婦等養成所運営費補助金の算出に当たっての留意事項」については、補助金の交付申請及び実績報告に当たり、計上すべき科目や金額等について、学校法人会計基準の資金収支計算書を基にして、基本的な考え方を示したものである。
- 各都道府県におかれては、これを参考として、間接補助事業者である養成所の設置者に対し、必要な書類の徴求や提出された書類の審査・確認並びに現地調査等による指導をお願いする。
また、間接補助事業者から提出される歳入歳出決算書等については、その精度を高めるよう併せて指導方をお願いする。
- なお、本「留意事項」については、平成12年度交付申請から適用する。

(別添)

看護婦等養成所運営費補助金の算出に当たっての留意事項

◎ 収入の部（寄付金その他の収入額の基本的な考え方）

1 大科目 学生生徒納付金収入

小科目 施設設備資金収入

- 過去若しくは将来的な施設整備に係る借入金の返済若しくは積立金を目的としたものについては、計上する必要はない。
- 耐用年数に応じた教育機器等の更新若しくは養成を目的とした教育機器等の充実整備を目的としたものについては、計上する。
- 入学金、授業料及び施設設備資金料については、各養成所学則等において、記載や目的が明確でないものが存在するのが現状であり、事業計画策定段階で確認しておくことが必要となる。
 - ・ 学則において明示することが望ましいところであるが、事務量の増加を踏まえ、細則等の活用により、整理する。

2 大科目 資産運用収入

小科目 受取利息・配当金収入

- 学生納付金等の預金など直接養成所運営に係るものについては、計上する。
- 法人本部所有資産等に係るもので、養成所運営に関しないものについては、計上する必要はない。

3 大科目 資産売却収入

- 原則として、計上する必要はない。

4 大科目 事業収入

小科目 補助活動

- 養成所運営のうえで必要な補助活動によるものについては、計上する。

5 大科目 借入金等収入

- 施設整備を目的としたものについては、計上する必要はない。

6 大科目 前受金収入

小科目 施設設備資金前受金収入

- 将来的な施設整備に係る積立金を目的としたものについては、計上する必要はない。

7 大科目 その他の収入

- 養成所運営のうえで、経常的な費用に充てるものについては、計上する。

8 その他

- 養成所運営のうえで、経常的な設置者負担額については、計上する。
- 特段の記載がない経費については、本通知を踏まえ処理する。

◎ 支出の部（総事業費の基本的な考え方）

1 大科目 借入金等利息支出

○ 過去若しくは将来的な施設整備に係る長期借入金に対するものについては、計上しない。

2 大科目 借入金等返済支出

○ 過去若しくは将来的な施設整備に係る長期借入金に対するものについては、計上しない。

3 大科目 施設関係支出

○ 養成所運営のうえで、緊急的に必要な補修等に係るものについては、計上してもよい。

4 大科目 資産運用支出

○ 養成所運営のうえで、人件費に必要な引当金については、計上してもよい。

5 大科目 その他の支出

○ 養成所運営のうえで、経常的に必要なものについては、計上してもよい。

6 大項目 次年度繰越支払資金

○ 次年度へ繰越して費用に充てる資金については、計上しない。

7 その他

○ 人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、設備関係支出は、計上してもよい。
ただし、養成所運営のうえで、非経常的なもの及び他の国庫補助事業に計上されるものを除く。
○ 決算時には、予備費は、計上しない。
○ 特段の記載がない経費については、本通知を踏まえ処理する。

◎ 複数の教育課程あるいは養成所・学校を設置している場合の事業費（支出・収入）の按分方法

○ 生徒数、教員数、課程数、カリキュラムに基づく時間数及び教室面積等を活用し、論理的な根拠に基づいた方法により、事業費（支出・収入）の按分を行う。

別表第1 資金収支計算書記載科目（第10条関係）

収入の部		備 考
科 目	大科目	
学生生徒等納付金収入		授業料、補講料等を含む。
	授業料収入	
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設整備費その他施設・設備の拡充等のための資金として収取する収入をいう。
手数料収入		その会計年度に実施する入学試験のために収取する収入をいう。
	入学検定料収入	編入額、追試験等のために収取する収入をいう。
	試験料収入	
	証明手数料収入	在学証明、成績証明等の証明のために収取する収入をいう。
寄付金収入		土地、建物等の現物寄付金を除く。
	特別寄付金収入	用途指定のある寄付金をいう。
	一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入		日本私学振興財団からの補助金を含む。
資産運用収入		
	国庫補助金収入	
	地方公共団体補助金収入	
	奖学基金運用収入	奖学基金の運用により生ずる収入をいう。
	受取利息・配当金収入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、奖学基金運用収入を除く。
	施設設備利用料収入	
資産売却収入		固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	不動産売却収入	
	有価証券売却収入	
事業収入		
	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	収益事業収入	収益事業会計からの収入をいう。
雑収入		固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
借入金等収入		
	長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
前受金収入		翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	授業料前受金収入	
	入学金前受金収入	
	実験実習料前受金収入	
	施設設備資金前受金収入	
その他の収入		上記の各収入以外の収入をいう。
	(何)引当特定預金からの収入	
	前期末未収入金収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
	貸付金回収収入	
	預り金受入収入	

支出の部		備 考
科 目	小 科 目	
人 员 支 出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出	教員(議長、校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 教員以外の委員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。
教育研究経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 奨学費支出	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。
管 理 経 費 支 出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
借 入 金 等 利 息 支 出	借入金利息支出 学校債利息支出	貸与の奨学金を除く。
借 入 金 等 返 済 支 出	借入金返済支出 学校債返済支出	
施 設 関 係 支 出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出	整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
設 備 関 係 支 出	教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 図書支出 車輌支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。 建物及び構築物が完成するまでの支出をいう。
資 产 運 用 支 出	有価証券購入支出 (何)引当特定預金への繰入支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
そ の 他 の 支 出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
		収益事業に対する貸付金の支出を含む。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが必要であり、かつ、金額がきん少なものについては、この限りでない。
 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
 4 都道府県知事を所轄廳とする学校法人にあっては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
 5 都道府県知事を所轄廳とする学校法人にあっては、教育研究用機器備品支出の科目及びその他の機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

第1号様式(第12条関係)

資金収支計算書

年 月 日 から
(単位 円)

収入の部	三	子	算	決	算	差	異
学生生活等料金収入							
授業料収入							
入学金収入							
実験実習料収入							
施設設備資金収入							
(何)							
手数料収入							
入学検定料収入							
試験料収入							
監視手数料収入							
(何)							
寄付金収入							
特別寄付金収入							
一般寄付金収入							
補助金収入							
国庫補助金収入							
地方公共団体補助金収入							
(何)							
資産運用収入							
奨学基金運用収入							
受取利息・配当金収入							
施設設備利用料収入							
(何)							
資産売却収入							
不動産売却収入							
有価証券売却収入							
(何)							
事業収入							
補助活動収入							
附属事業収入							
受託事業収入							
权益事業収入							
(何)							
雑 収 入							
雑品売却収入							
(何)							
借入金等収入							
長期借入金収入							
短期借入金収入							
学校債収入							
前受金収入							
授業料前受金収入							
入学金前受金収入							
実験実習料前受金収入							
施設設備資金前受金収入							
(何)							
その他の収入							
(何) 引当特定預金からの掛け戻し収入							
前期末未収入金収入							
貸付金回収収入							
預り金受入収入							
(何)							
資金収入調整勘定							
期末未収入金	△		△				
前期末前受金	△		△				
(何)	△		△				
前年度繰越支払資金							

支 出 の 算				
科 目	予 算	決 算	差 値	
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光热水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光热水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設開発支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備開発支出				
教育研究用機器備品支出				
その他の機器備品支出				
図書支出				
車両支出				
(何)				
資産運用支出				
有価証券購入支出				
(何)引当額定預金への繰入支出				
収益事業元入金支出				
第3号基本金引当資産支出				
(何)				
その他の支出				
貸付金支払支出				
手形債務支払支出				
前期末未払金支払支出				
預り金支払支出				
前払金支払支出				
(何)				
(予 備 費)	()			
資金支出調整勘定				
期次未払金	△	△		
前期末未払金	△	△		
(何)	△	△		
次年度繰越支払資金				
支 出 の 総 合 計				

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合は、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予算額の使用額を記載し、()外には、実使用額を記載する。
 予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第2号様式（第13条関係）

資 金 収 支 內 記 表

年月日からで
年月日までの部
取入の

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	(何) 大 学		(何) 幼稚園	研 究 所	(何) 病 院	総 額
			(何) 学 部	計				
学生生徒等納付金收入								
授業料收入								
入学会員料收入								
実験実習料收入								
施設設備資金收入								
(何)								
手数料收入								
入学検定料收入								
試験料收入								
証明手数料收入								
(何)								
寄付金收入								
特別寄付金收入								
一般寄付金收入								
補助金收入								
国庫補助金收入								
地方公共団体補助金收入								
(何)								
資産運用收入								
奖学基金運用收入								
受取利息・配当金收入								
施設設備利用料收入								
(何)								
資産売却收入								
不動産売却收入								
有価証券売却收入								
(何)								
事業收入								
補助活動收入								
附属事業收入								
受託事業收入								
収益事業收入								
(何)								
雜 収 入								
廢品売却收入								
(何)								
借入金等收入								
長期借入金收入								
短期借入金收入								
学校債收入								
			計					

支 出 の 部

(単位 円)

部 門 科 目	学 校 法 人	(何) 大 学		(何) 幼 稚 园	研 究 所	(何) 病 院			総 額
		(何) 学 部	計						
人件費支出									
教員人件費支出									
職員人件費支出									
役員報酬支出									
退職金支出									
(何)									
教育研究経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
奨学費支出									
(何)									
管理経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
(何)									
借入金等利息支出									
借入金利息支出									
学校債利息支出									
借入金等返済支出									
借入金返済支出									
学校債返済支出									
施設関係支出									
土地支出									
建物支出									
構築物支出									
建設仮勘定支出									
(何)									
設備関係支出									
教育研究用機器備品支出									
その他の機器備品支出									
図書支出									
車輛支出									
(何)									
計									

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。